

令和 2 年度 府中市障害者等地域自立支援協議会 第 1 回運営会議記録

日 時：令和 2 年 1 0 月 5 日（月）午前 1 0 時から 1 1 時半

会 場：府中市北庁舎 3 階 第 2 会議室

出席者：河井委員、鈴木委員、高橋委員、原委員

事務局：織田事務職員、久保嶋事務職員、高森

検討事項：次のとおり

1 今年度の懇話会実施について

今年度の懇話会については、新型コロナウイルス感染防止の観点より、一堂に人を集めて行う形式での実施は見送ることとする。代替として、現在各専門部会で協議している事項を報告し、それに対してご意見を頂くアンケート形式をとる。また、障害者等地域自立支援協議会に今後協議してほしい事項についても意見を伺うこととする。

・対象

前回 2 月に実施した懇話会の対象団体・機関等とする。加えて教育現場（特別支援学級のある学校等）や特例子会社も含めることを検討する。

・実施時期

1 1 月上旬発送、1 2 月末提出期限。次回運営会議までには回答を集約する。

・アンケート内容

具体的なアンケート項目について、次回全体会の中で協議することとする。各部長は、たたき台や案を提示できるよう準備する。

2 次期協議会にむけ委員構成の変更について

次期協議会の委員改選に向けて、委員構成の変更も視野に、構成委員を検討した。なお、委員構成変更にあたっては、規則変更の手続きが必要。人数を変更するには条例改正が必要。

以下、候補として挙げられたもの

・発達障害者(児)関係団体

- ・居住系サービス事業所
- ・放課後等デイサービス事業所
- ・障害児の親の会
- ・学識経験者

その他、他自治体においては、身体・知的相談員、民生委員・児童委員、医師会・歯科医師会、法曹関係、商工会議所等から選出している。府中市自立支援協議会においては引き続き地域の実状に沿った体制作りができるように、委員構成を検討することとする。

(参考：規則抜粋)

協議会の委員構成

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。次号において「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者 3人以内
- (2) 法第51条の2第1項に規定する指定相談支援事業者 4人以内
- (3) 障害者又はその家族等 2人以内
- (4) 社会福祉関係団体の構成員 4人以内
- (5) 関係行政機関の職員 5人

3 自立支援協議会の在り方について

- ・全体会の開催頻度 年3回
- ・専門部会の構成と開催頻度 2つの専門部会が望ましく、年6回程度
- ・懇話会 次年度以降も年1回の開催を予定
- ・その他 府中市における附属機関に位置するため、既存の連絡会との連携には制限がある。引き続きオブザーバー招致等で広く専門的な立場からも意見を吸い上げられるよう、進めていく。

4 その他

次回の運営会議は令和3年1月に実施予定。